

文書記号	BR	確認検査業務規程	版数 頁	Rev.7.17 1/29
------	----	----------	---------	------------------

ユーディーアイ確認検査株式会社

確認検査業務規程

**UDI 確認検査株式会社**

制定	平成 20 年6月 20 日	改定	令和7年9月 17 日	ユーディーアイ確認検査株式会社
----	----------------	----	-------------	-----------------

# ユーディーアイ確認検査株式会社確認検査業務規程

## 目次

### 第1章 総則

- 第1条 (趣旨)
- 第2条 (用語の定義)

### 第2章 確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するための方針及び体制

#### 第1節 方針・運営及び権限と責任

- 第3条 (確認検査の業務の基本方針)
- 第4条 (確認検査業務管理体制の運営、責任と権限)
- 第5条 (確認検査業務管理体制の見直し)
- 第6条 (確認検査の業務執行の組織体制)
- 第2節 確認検査の業務の手順
- 第7条 (確認検査の業務の方法)
- 第7条の2 (建築基準関係規定の改正等に伴う措置)
- 第7条の3 (判断するための根拠資料及び対応方法)

#### 第3節 確認検査の業務に関する書類の管理

- 第8条 (図書及び書類の持出しに係る報告)
- 第8条の2 (確認検査の業務に関する書類の管理に係る別の定め)
- 第8条の3 (確認検査の業務に関する書類の保存期間)
- 第8条の4 (総括記録管理者の設置)
- 第8条の5 (記録管理者の設置)
- 第8条の6 (記録管理簿の調製)

#### 第4節 確認検査員等、確認検査の業務の実施体制及び服務

- 第9条 (確認検査員又は副確認検査員の選任)
- 第10条 (確認検査員又は副確認検査員の解任)
- 第11条 (確認検査員又は副確認検査員の配置)
- 第12条 (確認検査員等の身分証の携帯)

### 第3章 確認検査の業務の実施方法等

#### 第1節 一般事項

- 第13条 (確認検査の窓口業務を行う時間及び休日)
- 第14条 (事務所の所在地及びその業務区域)
- 第15条 (業務の範囲)
- 第16条 (確認検査の業務の処理期間)

## **第2節 確認**

- 第 17 条 (確認の申請及び申請書の様式等)
- 第 18 条 (確認申請の引受及び契約)
- 第 19 条 (業務約款に盛り込むべき事項)
- 第 20 条 (確認の実施)
- 第 21 条 (消防長等の同意等)
- 第 22 条 (保健所長への通知)
- 第 23 条 (確認済証等の交付)
- 第 24 条 (確認申請の取下げ)
- 第 25 条 (確認を受けた計画の変更の申請)
- 第 26 条 (確認の記録)

## **第3節 中間検査**

- 第 27 条 (中間検査の申請及び申請書等の様式)
- 第 28 条 (中間検査申請の引受及び契約)
- 第 29 条 (業務約款に盛り込むべき事項)
- 第 30 条 (中間検査の実施)
- 第 31 条 (中間検査の結果)
- 第 32 条 (中間検査の申請の取下げ)
- 第 33 条 (中間検査の記録)

## **第4節 完了検査**

- 第 34 条 (完了検査の申請及び申請書等の様式)
- 第 35 条 (完了検査申請の引受及び契約)
- 第 36 条 (業務約款に盛り込むべき事項)
- 第 37 条 (完了検査の実施)
- 第 38 条 (完了検査の結果)
- 第 39 条 (完了検査の申請の取下げ)
- 第 40 条 (完了検査の記録)

## **第5節 仮使用認定**

- 第 41 条 (仮使用認定の申請及び申請書等の様式)
- 第 42 条 (仮使用認定申請の引受及び契約)
- 第 43 条 (業務約款に盛り込むべき事項)
- 第 44 条 (仮使用認定の実施)
- 第 45 条 (消防長等への照会)
- 第 46 条 (仮使用認定の結果)
- 第 47 条 (特定行政庁への仮使用認定報告書の提出)
- 第 48 条 (仮使用認定の申請の取下げ)
- 第 49 条 (仮使用認定の記録)

## **第4章 確認検査申請手数料等**

- 第 50 条（確認検査申請手数料等の収納）
- 第 51 条（確認検査申請等手数料等の返還）

## **第5章 確認検査の業務の監視、改善方法**

- 第 52 条（苦情等の事務処理）
- 第 53 条（内部監査）
- 第 54 条（不適格案件の管理）
- 第 55 条（再発防止措置）

## **第6章 電子申請等の実施に関し必要な事項**

- 第 56 条（電子申請）
- 第 56 条の2（電子交付等）
- 第 56 条の3（電子申請に係る電磁的記録の保存）
- 第 57 条（電子情報処理組織による業務の実施）
- 第 58 条（電子署名及び電子証明書）
- 第 59 条（確認検査の業務に関する電磁的記録の管理に係る別の定め）
- 第 60 条（電子情報管理者の設置）
- 第 61 条（情報セキュリティ責任者の設置）

## **第7章 その他確認検査の業務の実施に関し必要な事項**

- 第 62 条（書類の備置及び閲覧）
- 第 62 条の2（リモートによる検査）
- 第 63 条（事前相談）
- 第 64 条（電子情報処理組織に係る情報の保護）
- 第 65 条（秘密の保持）
- 第 66 条（図書が円滑に引渡しされるための措置）

## 第1章 総則

### (趣 旨)

第1条 この確認検査業務規程(以下「規程」という。)は、ユーディーアイ確認検査株式会社(以下「UDI」という。)が、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 77 条の 18 から第 77 条の 21 までの規定に定める指定確認検査機関として行う確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定に関する業務(以下「確認検査の業務」という。)の実施について、法第 77 条の 27 の規定に基づき必要な事項を定める。なお、この規程(第 15 条第1項及び第 21 条を除く。)は、UDI が国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の確認検査を行う場合に準用する。

### (用語の定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助員 確認検査の補助的な業務を行う職員をいう。
- (2) 確認検査員等 確認検査員及び副確認検査員並びに補助員をいう。
- (3) 検査補助者 完了検査、中間検査又は仮使用認定に係る一定の知識を有し、公正かつ客観的に検査を補佐することができるものとして、UDI が認めた者をいう。
- (4) 役員 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。)第 136 条の 2 の 14 第 1 項第 2 号に規定する役員をいう。
- (5) 親族 配偶者並びに一親等の血族及び姻族をいう。
- (6) 親会社等 法第 77 条の 19 第 11 号に規定する親会社等をいう。
- (7) 特定支配関係 令第 136 条の 2 の 14 に規定する特定支配関係をいう。
- (8) 制限業種 次に掲げる業種のうち建築物又はその敷地に係るもの(国、都道府県及び市町村の建築物又はその敷地並びにこれらの機関から業務実施の要請があった建築物又はその敷地に係るもの)をいう。  
イ 設計・工事監理業(工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物又はその敷地に関する調査、鑑定業務は除く。)  
ロ 建設業  
ハ 不動産業(土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。)  
ニ 昇降機の製造及び供給業
- (9) 署名等 「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」(平成 14 年法律第 151 号。以下「デジタル行政推進法」という。)第 3 条第 1 項第 6 号に規定する署名等をいう。
- (10) 電磁的記録 デジタル行政推進法第 3 条第 1 項第 7 号に規定する電磁的記録をいう。
- (11) 電子署名 国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成 15 年 3 月 20 日国土交通省令第 25 号。以下、「主務省令」という。)第 2 条第 2 項第 1 号に規定する電子署名をいう。
- (12) 電子証明書 主務省令第 2 条第 2 項第 2 号に規定する電子証明書をいう。
- (13) 電子情報処理組織 UDI の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申請等をする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

- (14) 申請等 デジタル行政推進法第3条第8号に規定する申請等をいう。
- (15) 処分通知等 デジタル行政推進法第3条第9号に規定する処分通知等をいう。
- (16) 電子申請 デジタル行政推進法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等をいう。
- (17) 電子交付 デジタル行政推進法第7条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う処分通知等の交付をいう。
- (18) リモート検査 確認検査員又は副確認検査員が実地と異なる場所において行う中間検査、完了検査又は仮使用認定に係る検査をいう。
- (19) 建築物等 法第2条第1号に規定する建築物、法第2条第3号に規定する建築設備並びに法第88条第1項及び同項第2項に規定する工作物をいう。

## 第2章 確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するための方針及び体制

### 第1節 方針・運営及び権限と責任

#### (確認検査の業務の基本方針)

第3条 UDI は、法、法に基づく命令及び条例、これらに関わる技術的助言、法第18条の3に基づく確認審査等に関する指針(平成19年国土交通省告示第835号。以下「指針」という。)、その他関係法令並びにこの規程の要件に従うとともに、公共の福祉の増進に資する確認検査の業務の使命に鑑み、確認検査の業務を公正かつ適確に実施するものとする。

2 代表取締役社長は、毎年度、確認検査の業務が公正かつ適確に行われるようするため、目標を設定及び見直しのための枠組み、これらを社内で共有する方法等について方針(以下「確認検査業務実施方針」という。)として定め、職員(確認検査員又は副確認検査員並びに非常勤職員を含む。以下同じ。)に周知する。

#### (確認検査業務管理体制の運営、責任と権限)

第4条 代表取締役社長は、確認検査の業務の指定の区分及び業務の区域並びに業務量の見込みに応じて、この規程に従って確認検査の業務が公正かつ適確に行われるために必要な体制を構築するとともに、その実行のために必要な規則(以下「確認検査業務管理規則」という。)を定め、職員に周知し、実施させる。

2 確認検査業務管理規則には、少なくとも以下に掲げる事項について、その実施に必要な事項を定める。

- (1) 確認検査業務管理体制の見直し
- (2) 苦情等事務処理
- (3) 内部監査
- (4) 不適格案件管理
- (5) 再発防止措置
- (6) 秘密の保持

3 代表取締役社長は、UDI が行う確認検査の業務の品質保証を担当する役員として、確認検査業務管理責任者を任命する。

4 確認検査の業務の実施に係る最高責任者は代表取締役社長とし、確認検査業務管理責任者が確認検査の業務に係る管理の責任と権限をもつ。

#### (確認検査業務管理体制の見直し)

- 第5条 代表取締役社長は、確認検査業務管理体制が引き続き適切、妥当で、かつ効果的であることを確実にするために、毎年、次事業年度の開始前までに、確認検査業務管理体制の見直しを行う。また、必要と判断した場合には、隨時、確認検査業務管理体制の見直しを行う。
- 2 代表取締役社長は、確認検査の業務が公正かつ適確に行われるることを確実にするために、確認検査業務の管理体制を継続的に改善する。

#### (確認検査の業務執行の組織体制)

- 第6条 代表取締役社長は、確認検査の業務を公正かつ適確に行うため申請に係る建築物等の規模や用途、確認検査の業務量に応じた確認検査の組織体制を構築する。
- 2 確認検査の業務は、他の業務(建築物の検査等に関する業務を除く。)と独立した部署で行う。
- 3 確認検査の業務に従事する職員は、その職務の執行にあたって厳正、かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。
- 4 確認検査業務管理責任者は、確認検査の業務に従事する職員が、前項の規定を満たして業務を行うことを確実にするために措置を講ずる。

### 第2節 確認検査の業務の手順

#### (確認検査の業務の方法)

- 第7条 確認検査の業務が、この規程に従って常に公正かつ適確に行われるることを確実にするため、代表取締役社長は、確認検査の具体的な手順その他確認検査の業務の実施に必要な全ての事項を含む確認検査業務マニュアル(以下「マニュアル」という。)を定め、これに従い確認検査員等に確認検査の業務を実施させる。
- 2 マニュアルには、建築基準関係規定への適合の確認、検査の具体的な方法及びこれが行われたことがその全過程を通じて追跡、確認できる方法を定める。
- 3 代表取締役社長は、マニュアルを最新の状態に維持し、確認検査員等がいつでも利用できるよう徹底する。

#### (建築基準関係規定の改正等に伴う措置)

- 第7条の2 確認検査業務管理責任者は、建築基準関係規定の改正、国土交通大臣等及び特定行政庁等からの指示・連絡等に係る文書(都市計画の決定及び変更の通知を含む。)を収集・保存するとともに、職員に周知・徹底するものとする。

#### (判断するための根拠資料及び対応方法)

- 第7条の3 確認検査員又は副確認検査員は、建築基準関係規定の解釈、都市計画に関する状況等を明確に判断するため、次に掲げるものを根拠資料とし、これに基づき審査するものとする。
- (1) 前条の文書
- (2) 建築基準関係規定の解釈等について特定行政庁が公表している情報又は発行している資料
- (3) 都市計画に関する状況等(道路種別含む。)について地方公共団体が公表している情報又は発行してい

る資料

- 2 確認検査員又は副確認検査員は、前項の根拠資料では建築基準関係規定の解釈、都市計画に関する状況等を明確に判断できない場合は、次に掲げる対応方法により審査するものとする。
- (1) 建築基準関係規定の解釈等についての法第77条の32第1項の特定行政庁への照会
  - (2) 都市計画に関する状況等(道路種別含む。)についての地方公共団体への照会

### 第3節 確認検査の業務に関する書類の管理

(図書及び書類の持出しに係る報告)

第8条 役員及び職員は、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令(平成11年建設省令第13号。以下「指定機関省令」という。)第29条第1項に規定する図書及び書類(複写したものも含む。)を執務室等の外に持ち出そうとするときは、これらの図書及び書類の管理者に、持ち出す目的及び持ち出す先を報告するとともに、持ち帰ったときはその旨を管理者に報告するものとする。

(確認検査の業務に関する書類の管理に係る別の定め)

第8条の2 代表取締役社長は、確認検査の業務に関する書類(確認検査の業務の実施の過程で行われた建築主等との打合せ等に関する書類を含む。第8条の4及び第8条の6において「記録」という。)の管理(保存、閲覧、廃棄等の方法を含む。)について別に定める。

(確認検査の業務に関する書類の保存期間)

第8条の3 法第77条の29第2項に規定する書類(指定機関省令第29条第2項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)は、当該建築物又は工作物に係る法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認済証(計画の変更に係るものを除く。)の交付の日から15年間保存する。

(総括記録管理者の設置)

第8条の4 UDIに、記録等(帳簿及び記録をいう。次条において同じ。)の管理の総括責任者として、総括記録管理者1名を置く。

2 総括記録管理者は、第4条第3項に規定する確認検査業務管理責任者をもって充てる。

(記録管理者の設置)

第8条の5 総括記録管理者は、記録等の管理の実施責任者として、記録管理者を指名する。

2 記録管理者は、確認検査の業務を行う第14条に規定する各本部、各検査センター、Webセンター(以下「各本支店」という。)にそれぞれ1名を置く。

(記録管理簿の調製)

第8条の6 総括記録管理者は、記録を適切に保存するため、記録管理簿を調製し、記録管理者に記載させる。

2 記録管理簿には、少なくとも以下に掲げる事項を記載する。

(1) 保存場所

(2) 保存期間の満了する日

#### 第4節 確認検査員等、確認検査の業務の実施体制及び服務

(確認検査員又は副確認検査員の選任)

第9条 代表取締役社長は、確認検査の業務を実施させるため、確認検査員又は副確認検査員を、直近で国土交通省関東地方整備局長あてに報告している建築基準法の規定に基づく報告について(平成13年3月15日付け国住指第221号)第1章第1第1号により報告している人数以上選任する。

- 2 前項の確認検査員又は副確認検査員の数は、前年度の確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定の実績に応じ、指定機関省令第16条の規定により必要とされる人数以上となるように毎年度見直しを行う。
- 3 前2項の規定にかかわらず、代表取締役社長は、確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定の申請件数の増加が見込まれる場合にあっては、すみやかに、新たな確認検査員又は副確認検査員(非常勤の確認検査員又は副確認検査員を含む。)を雇用する等の適切な措置を講ずる。

(確認検査員又は副確認検査員の解任)

第10条 代表取締役社長は、確認検査員又は副確認検査員が次のいずれかに該当する場合は、その確認検査員又は副確認検査員を解任する。

- (1) 法第77条の20第5号の規定に適合しなくなったとき。
- (2) 法第77条の62の規定により国土交通大臣の建築基準適合判定資格者登録の消除があったとき。
- (3) 前号のほか、職務上の業務違反その他確認検査員又は副確認検査員としてふさわしくない行為があつたとき。
- (4) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(確認検査員又は副確認検査員の配置)

第11条 確認検査の業務に従事する職員を、第9条の確認検査員又は副確認検査員を含めて、各本支店にそれぞれ2名以上を配置する。

- 2 各本支店において、確認検査員又は副確認検査員の休暇その他の事情により、確認検査の業務を行うことができない場合あつては、他の各本支店の確認検査員又は副確認検査員が当該各本支店において臨時に確認検査の業務を行う。ただし、緊急の場合にあっては、他の各本支店において確認検査の業務を行うことができる。
- 3 代表取締役社長は、第9条第3項の規定に基づく処置を行った場合には、各本支店がそれぞれ見込まれる業務量を適正に処理できるよう、確認検査の業務に従事する職員の配置を見直す。

(確認検査員等の身分証の携帯)

第12条 確認検査員等は、建築物等、建築物等の敷地及び建築工事現場に立ち入る場合は、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提示しなければならない。

- 2 前項の身分を示す証明書の様式は、確認検査員については附属文書様式A-01、補助員については附属文書様式A-02、副確認検査員については附属文書様式A-03とする。

### 第3章 確認検査の業務の実施方法等

#### 第1節 一般事項

(確認検査の窓口業務を行う時間及び休日)

第13条 確認検査の窓口業務を行う時間は、休日を除き、平日は午前10時00分から午後5時00分までとし(正午12時から午後1時までを除く。)、土曜日は午前10時00分から午前12時00分までとする。

2 前項の休日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び水曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 8月13日から16日まで及び12月30日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

3 第1項の確認検査の業務を行う時間及び前項の休日の規定については、緊急を要する場合又は事前にUDIと建築主との間において確認検査の業務を行うための日時の調整が図られている場合はこれらの規定によらないことができる。

(事務所の所在地及びその業務区域)

第14条 確認検査の業務の区域は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都(島しょ部を除く。)、神奈川県の全域とする。

2 確認検査の業務の主たる事務所である柏本部の所在地は、千葉県柏市東上町8番25号とする。

3 千葉検査センターの所在地は、千葉県千葉市中央区中央港1丁目22-7とする。

4 船橋検査センターの所在地は、千葉県船橋市葛飾町二丁目340番地とする。

5 大宮本部の所在地は、埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目412番地3とする。

6 越谷検査センターの所在地は、埼玉県越谷市南越谷四丁目11番地1とする。

7 新宿本部の所在地は、東京都新宿区西新宿一丁目25番1号とする。

8 国分寺検査センターの所在地は、東京都国分寺市南町三丁目22番27号とする。

9 横浜本部の所在地は、神奈川県横浜市中区山下町22番地とする。

10 Webセンターの所在地は、千葉県柏市東上町8番25号とする。

(業務の範囲)

第15条 確認検査の業務を行う範囲は、建築確認等(法第6条の2第1項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認及び法第18条第4項(法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による審査をいう。)、中間検査(法第7条の4第1項(法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)及び法第18条第32項(法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)の検査をいう。)、完了検査(法第7条の2第1項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)及び法第18条第23項(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の検査をいう。)及び仮使用認定(法第7条の6第1項第2号(法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)及び法第18条第38項第2号(法第87条の4又は法第88条第1項若

しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による仮使用の認定をいう。)とする。

- 2 前項において、次の各号に該当する建築物については、確認検査の業務を行わない。
  - (1) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号。以下「建築士法」という。)第2条第8項による工事監理者を定めない建築物及び工事監理者が未定の建築物
  - (2) 建築士法第2条第1項による建築士の設計によらない建築物
  - (3) 法第 20 条第1項一号に掲げる建築物
- 3 法第 2 条第 3 号に規定する建築設備もしくは法第 88 条第 1 項及び同項第 2 項に規定する工作物の確認検査の業務を行う範囲は、法第 87 条の4又は法第 88 条第1項若しくは法第 88 条第2項の規定により準用する、法第 6 条の 2 の確認、法第 18 条第4項の審査、法第7条の4の検査、法第 18 条第 32 項の検査、法第7条の2の検査及び法第 18 条第 23 項の検査並びに法第7条の6及び法第 18 条第 38 項第2号に規定する仮使用認定とする。ただし、前項第3号に該当する法第 2 条第 3 号に規定する建築設備もしくは法第 88 条第 1 項及び同項第 2 項に規定する工作物については、確認検査の業務を行わない。
- 4 第 1 項の規定にかかわらず、UDI は、次の第 1 号から第4号までに掲げる者が建築主である建築物等、第1号から第7号までに掲げる者が第2条第8号イからニまでに掲げる業種に係る業務を行う建築物等その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物等について、その確認検査の業務を行わない。
  - (1) 代表取締役社長及び確認検査業務管理責任者
  - (2) 前号に掲げる者が所属する企業、団体等(過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。)
  - (3) 第1号に掲げる者の親族
  - (4) 第3号に掲げる者が役員である企業、団体等(過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。)
  - (5) 第1号又は第3号に掲げる者が総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。)又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等
  - (6) UDI の親会社等
  - (7) UDI 又は UDI の親会社等が特定支配関係(令第 136 条の2の 14 第1項第3号に該当する関係を除く。)を有する者
- 5 UDI は、法第 77 条の 20 第6号に定める指定構造計算適合性判定機関のほか、次のいずれかに該当する指定構造計算適合性判定機関に対してされた構造計算適合性判定の申請に係る建築物の計画について、確認をしてはならない。
  - (1) UDI の代表取締役社長又は担当役員が所属する指定構造計算適合性判定機関(過去2年間に所属していた指定構造計算適合性判定機関を含む。)
  - (2) UDI の代表取締役社長又は担当役員の親族が役員である指定構造計算適合性判定機関(過去2年間に役員であった指定構造計算適合性判定機関を含む。)
  - (3) UDI の代表取締役社長若しくは担当役員又はこれらの者の親族が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定構造計算適合性判定機関
  - (4) 指定構造計算適合性判定機関の社長又は担当役員(過去2年間に社長又は担当役員であった者を含む。)が UDI に所属する場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関

- (5) 指定構造計算適合性判定機関の社長又は担当役員(過去2年間に社長又は担当役員であった者を含む。)の親族が UDI の役員である場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関
  - (6) 指定構造計算適合性判定機関の社長若しくは担当役員又はこれらの者の親族が UDI の総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している場合にあっては、当該指定構造計算適合性判定機関
  - (7) UDI が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定構造計算適合性判定機関
  - (8) UDI の総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定構造計算適合性判定機関
  - (9) UDI が特定支配関係を有する指定構造計算適合性判定機関
  - (10) UDI の親会社等が特定支配関係(令第 136 条の2の 14 第1項第3号に該当する関係を除く。)を有する指定構造計算適合性判定機関
- 6 第4項及び第5項の場合に該当するかどうかの確認は、確認検査業務管理責任者が第4項及び第5項に掲げる者の一覧を作成し、職員が申請書類等と照合する方法により行う。
- 7 確認の業務の範囲(法第6条の3第1項ただし書きの規定による審査を行うか否かを含む。)及び第5項の指定構造計算適合性判定機関については、ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により公表を行う。

#### (確認検査の業務の処理期間)

第 16 条 UDI は、申請に係る建築物等の規模や用途に応じた標準的な確認検査の業務の処理期間を定め、提示する。

### 第2節 確認

#### (確認の申請及び申請書の様式等)

第 17 条 建築主は、建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「施行規則」という。)第1条の3、施行規則第2条の2又は施行規則第3条(これらの規定を施行規則第3条の3第1項から第3項まで又は施行規則第8条の2第1項、第5項若しくは第6項において準用する場合を含む。)の規定による申請書に建築物は第2項、建築設備は第3項、工作物は第4項の書類等を添えて確認の申請を行うものとする。

2 建築物は、次に掲げる書類等を添えて確認の申請を行うものとする。

(1) 次の通知書等の写し(該当する場合に限る。)

イ 施行規則第 10 条の4に規定する許可関係規定による特定行政庁の許可通知書 2通

ロ 施行規則第 10 条の4の2に規定する認定関係規定並びに法第 86 条第1項又は第2項及び法第 86 条の2第1 項の規定による特定行政庁の認定通知書 2通

ハ 法第 86 条の5第2項の規定による特定行政庁の認定取消通知書 2通

(2) 法の規定に基づく条例の規定による地方公共団体の長の許可書及び認定書の写し(該当する場合に限る。) 2通

(3) 地方公共団体が道路・敷地に関して証明書等を発行している場合は当該証明書等 1通

(4) 当該建築計画に係る制限業種等を行う企業等の一覧

(5) UDI が確認審査において必要があるとした図書及び書類等

3 建築設備は、次に掲げる書類等を添えて確認の申請を行うものとする。

(1) 施行規則第3条の3第2項の規定により準用する施行規則第2条の2 の規定による図書及び書類とし、施

行規則別記第8号様式の第二面による書類については2通とする。

(2) 当該建築設備に係る制限業種に係る業務を行う企業等の一覧

(3) UDI が確認審査において必要があるとした図書及び書類等

4 工作物は、次に掲げる書類等を添えて確認の申請を行うものとする。

(1) 施行規則第3条の3第3項の規定により準用する施行規則第3条の規定による図書、書類及び次のイ及びロに応じた図書とする。

イ 法第88条第1項の工作物については施行規則別記第10号様式(令第138条第2項第1号に掲げる工作物にあっては施行規則別記第8号様式(昇降機用))の第二面による書類を2通

ロ 法第88条第2項の工作物については、施行規則別記第12号様式による築造計画概要書を2通

(2) 当該工作物に係る制限業種に係る業務を行う企業等の一覧

(3) UDI が確認審査において必要があるとした図書及び書類等

5 第2項の規定にかかわらず、確認を受けた建築物の計画を変更する場合における確認の申請書及びその添付図書は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

(1) 当該計画の変更に係る直前の確認を UDI から受けている場合、変更に係る部分の申請書(第一面が施行規則別記第4号様式によるものをいう。次号において同じ。)及びその添付図書

(2) 当該計画の変更に係る直前の確認を UDI 以外から受けている場合、前号に規定する申請書及びその添付図書並びに当該直前の確認に要した図書(変更に係る部分に限る。)

(3) 当該建築計画に係る制限業種務を行う企業等の一覧

6 第3項の規定にかかわらず、確認を受けた建築設備の計画を変更する場合における確認の申請書及びその添付図書は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

(1) 当該計画の変更に係る直前の確認を UDI から受けている場合、変更に係る部分の申請書(第一面が施行規則別記第9号様式によるものをいう。次号において同じ。)及びその添付図書。

(2) 当該計画の変更に係る直前の確認を UDI 以外から受けている場合、前号に規定する申請書及びその添付図書並びに当該直前の確認に要した図書(変更に係る部分に限る。)

(3) 当該建築設備に係る制限業種に係る業務を行う企業等の一覧

7 第4項の規定にかかわらず、確認を受けた工作物の計画を変更する場合における確認の申請書及びその添付図書は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

(1) 当該計画の変更に係る直前の確認を UDI から受けている場合変更に係る部分の申請書(第4項第1号イの規定による確認の申請書にあっては第一面が施行規則別記第13号様式に、第4項第1号ロの規定による確認の申請書にあっては第一面が施行規則別記第14号様式によるもの。次号において同じ。)及びその添付図書。

(2) 当該計画の変更に係る直前の確認を UDI 以外から受けている場合前号に規定する申請書及びその添付図書並びに当該直前の確認に要した図書(変更に係る部分に限る。)

(3) 当該工作物に係る制限業種に係る業務を行う企業等の一覧

8 当該建築物の設計住宅性能評価を行った者又は長期使用構造等の確認を行った者が UDI であり、建築主が同意する場合においては、UDI が保有する当該建築物の設計住宅性能評価書若しくは長期使用構造等確認書又はその写しを施行規則第1条の3に規定する図書に代えることができる。

(確認申請の引受及び契約)

第 18 条 UDI は、前条第1項から第7項までの各項に応じた図書及び書類等(以下「確認申請関係図書等」という。)の提出があったときは、次の各号について点検して支障がない場合はこれを引き受ける。

- (1) 申請のあった建築物等が UDI の指定区分に合致する建築物等であること。
- (2) 設計者が当該計画の設計資格を有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと。
- (3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
- (4) 申請に係る計画の内容に明らかな瑕疵がないこと。
- (5) 第 15 条第4項及び第5項の規定に該当するものでないこと。

2 UDI は、前項の規定において確認申請関係図書等に不備がある場合は、建築主に補正を求め補正がなされないときは引き受けできない理由を説明し、確認申請関係図書等を建築主に返却する。

3 UDI は、第1項により申請を引き受けたときは、建築主に別記 UDI—第1号様式による引受証(兼領収証)又は別記 UDI—第2号様式による引受証を交付する。この場合、建築主と UDI は別に定める UDI 確認検査業務約款(以下「業務約款」という。)に基づき契約を締結したものとする。

4 UDI は、建築主が正当な理由なく引受証(兼領収証)又は引受証に定める額の手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合は、引き受けた業務を中断し契約を取り消すことができる。

5 UDI は、前4項の規定にかかわらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の引き受け件数が見込みを相当程度上回った場合において、全社的な見地から適正に確認を実施することが困難となる場合は確認申請を引き受けない。

(業務約款に盛り込むべき事項)

第 19 条 前条の業務約款には、次の事項を盛り込む。

- (1) 建築主は、UDI の請求があるときは、UDI の確認業務の遂行に必要な範囲内において、申請に係る計画に関する情報を遅滞なくかつ正確に UDI に提供しなければならない旨の規定
- (2) 建築主は、申請に係る計画に関し UDI がなした建築基準関係規定への適合性の疑義等に対し、追加検討書の提出その他必要な措置をとらなければならない旨の規定
- (3) UDI は、UDI の責めに帰することができない事由により、業務期日までに確認済証を交付できない場合には、建築主に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を求めることができる旨の規定
- (4) 申請手数料の支払い方法に関する規定

(確認の実施)

第 20 条 UDI は、確認申請を受けたときは、速やかに申請に係る計画が建築基準関係規定に適合しているかどうかの審査を確認検査員又は副確認検査員に実施させる。

2 確認検査員又は副確認検査員は、次の第1号から第4号までに掲げる者が建築主である建築物等、第1号から第5号までに掲げる者が第2条第8号イからニまでに掲げる業種に係る業務を行う建築物等又は判定を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物等について、確認の業務を行わない。

- (1) 当該確認検査員又は副確認検査員
  - (2) 第1号に掲げる者が所属する企業、団体等(過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。)
  - (3) 当該確認検査員又は副確認検査員の親族
  - (4) 第3号に掲げる者が役員である企業、団体等(過去2年間に役員であった企業、団体等を含む。)
  - (5) 第1号又は第3号に掲げる者が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等
- 3 確認検査員又は副確認検査員は、指針に定める方法及びマニュアルに基づき、確認申請関係図書をもって、第1項の審査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等に説明等を求める。
- 4 UDI は、法第6条の3第7項に規定する適合判定通知書又はその写し並びに施行規則第3条の12に規定する図書及び書類(以下「適合判定通知書等」という。)の提出を受ける前においては、次に定めるところによることとする。
- (1) 都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関(以下「都道府県知事等」という。)から施行規則第3条の8(施行規則第3条の10 又は第8条の2第8項において準用する場合を含む。次項第1号において同じ。)の規定により留意すべき事項が通知された場合にあっては、当該事項の内容を確かめ、これに留意して審査し、及び当該通知をした都道府県知事等に対して、当該事項に対する回答を行う。
  - (2) 申請又は通知に係る建築物の計画について都道府県知事等が指針別表(に)欄に掲げる判定すべき事項の審査を行うに当たって留意すべき事項があると認めるときは、施行規則第1条の4(施行規則第3条の3第1項又は第8条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該計画について判定の申請を受けた都道府県知事等に対して、当該事項の内容を通知する。
- 5 UDI は、適合判定通知書等の提出を受けた後においては、次に定めるところによることとする。
- (1) 都道府県知事等から施行規則第3条の8の規定により留意すべき事項が通知された場合にあっては、当該事項の内容を確かめ、これに留意して審査する。
  - (2) 申請又は通知に係る建築物の確認審査の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、適合判定通知書を交付した都道府県知事等に照会をする。
- 6 UDI は、建築主から当該建築物の建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下「省エネ適判」という。)の結果を記載した適合判定通知書(以下「省エネ適判通知書」という。)又はその写し、及び当該省エネ適判を受けた計画書の副本又はその写しの提出を受けるに当たり、当該省エネ適判を行った者がUDI であり、建築主が同意する場合においては、UDI が保有する当該建築物の省エネ適判通知書又はその写し、及び省エネ適判を受けた計画書の副本又はその写しをもって代えることができる。
- 7 補助員は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査等の補助的な作業を行い、確認を行わない。

#### (消防長等の同意等)

- 第 21 条 UDI は、法第 93 条第1項の規定に基づき、消防長等の同意を求める場合には、別記 UDI—第3号様式に第 18 条第1項に定める図書及び書類を添えて行う。
- 2 UDI は、法第 93 条第4項の規定に基づき、消防長等に対して通知を行う場合には、確認申請の引き受け後、遅滞なく、別記 UDI—第4号様式に、建築計画概要書(施行規則別記第3号様式)を添えて行う。
- 3 UDI は、法第 93 条第4項の規定に基づき、法第 18 条第4項(法第 87 条第1項又は法第 87 条の4において準

用する場合を含む。)の規定による通知を受けて、消防長等に対して通知を行う場合には、通知の引受け後、遅滞なく別記 UDI-第4号の2様式に、建築主から提出された図書及び書類を添えて行う。

4 前3項の規定によらない場合には、UDI は事前に消防長等と協議し、合意を得られた方法にて行う。

(保健所長への通知)

第 22 条 UDI は、法第 93 条第5項の規定に基づき、保健所長に通知を行う場合には、確認申請の引き受け後、遅滞なく別記 UDI-第5号様式により行う。

2 前項の規定によらない場合には、UDI は事前に保健所長と協議し、合意を得られた方法にて行う。

(確認済証等の交付)

第 23 条 UDI は、建築主に対し、第 20 条の審査の結果、申請に係る建築物等の計画が建築基準関係規定に適合することを確認したときには、確認済証(施行規則別記第 15 号様式)を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたときは、適合しない旨の通知書(施行規則別記第 15 号の2様式)を、建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないとき(第 20 条第4項及び第5項における都道府県知事等からの適切な回答がない場合を含む。)にあっては、適合するかどうかを決定できない旨の通知書(施行規則別記第 15 の3様式)を、それぞれ交付する。

2 前項に規定する確認済証又は適合しない旨の通知書の交付は、確認申請関係図書のうち確認に要したもの1部を添えて行う。

(確認申請の取下げ)

第 24 条 UDI は、第 18 条第1項の規定により引き受けた確認の申請を、建築主が確認済証の交付前に取下げようとする場合は、その旨及び理由を記載した別記 UDI-第7号様式による取下げ届を受けるとともに審査を中止し、確認審査にあたって提出された図書等(副本)を建築主に返却する。

(確認を受けた計画の変更の申請)

第 25 条 確認済証の交付後に、当該確認を受けた建築物等の計画が変更(施行規則第3条の2に規定する軽微な変更を除く。)され、UDI に当該変更計画の確認の申請がなされた場合の確認の業務の実施方法は、第 17 条から前条までの規定を準用する。

(確認の記録)

第 26 条 確認検査員等は、確認申請を引き受けた建築物等の計画について建築基準関係規定ごとの適否、確認業務の実施にあたり行った指摘及びこれらに対する建築主等の回答並びに措置等を遅滞なく記録する。

### 第3節 中間検査

(中間検査の申請及び申請書等の様式)

第 27 条 建築主は、施行規則第4条の8の規定による中間検査申請書(当該建築物等の計画に係る確認に要した図書等を含む。)に次に掲げる書類を添えて中間検査の申請を行う。

- (1) 申請に係る工事中の建築物等の計画に係る直前の確認済証の写し
  - (2) 当該工事中の建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し
  - (3) 当該工事中の建築物等に係る制限業種に係る業務を行う企業等の一覧
  - (4) UDI が中間検査において必要があるとした図書及び書類等
- 2 当該工事中の建築物等の計画に係る確認を行った者が UDI である場合においては、建築主は、前項第1号に規定する書面の提出を要しない。
- 3 当該工事中の建築物等の直前の中間検査合格証の交付を行った者が UDI である場合においては、建築主は、第1項第2号に規定する書面の提出を要しない。

(中間検査申請の引受及び契約)

- 第 28 条 UDI は、前条の中間検査の申請があったときは、次の各号について点検して支障がない場合はこれを引き受けるものとする。
- (1) 申請のあった工事中の建築物等が UDI の指定区分に合致する建築物等であること。
  - (2) 工事監理者が当該工事中の建築物等の工事監理資格を有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと。
  - (3) 提出図書に不備がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
  - (4) 第 15 条第4項の規定に該当するものでないこと。
- 2 UDI は、前項において、中間検査申請関係図書に不備がある場合は、建築主に補正を求め補正がなされないときは引き受けることができない理由を説明し、中間検査申請関係図書を建築主に返却する。
- 3 UDI は、第1項により申請を引き受けたときは建築主に別記 UDI-第1号様式による引受証(兼領収証)又は別記 UDI-第2号様式による引受証を交付し、中間検査引受証(施行規則別記第 29 号様式)を交付する。この場合、建築主と UDI は業務約款に基づき契約を締結したものとする。
- 4 UDI は、建築主が正当な理由なく引受証(兼領収証)又は引受証に記載する額の手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、第1項の引き受けた業務を中断し又は契約を取り消すことができる。
- 5 UDI は、前4項の規定にかかわらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、全社的な見地から適正に中間検査を実施することが困難となる場合は、中間検査の業務を受けない。

(業務約款に盛り込むべき事項)

- 第 29 条 前条の業務約款には、次の事項を盛り込む。
- (1) 建築主は、UDI が中間検査業務を行う際に、当該申請に係る工事現場に立ち入り業務上必要な検査を行うことができるよう協力しなければならない旨の規定
  - (2) 建築主は、UDI の請求があるときは、UDI の中間検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る工事中の建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確に UDI に提供しなければならない旨の規定
  - (3) 申請手数料の支払い方法に関する規定

(中間検査の実施)

第30条 UDI は、中間検査を引き受けたときは、あらかじめ定めた中間検査予定日(UDI 又は建築主の都合により、中間検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日)に、申請に係る工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を確認検査員又は副確認検査員に実施させる。

- 2 確認検査員又は副確認検査員は、第20条第2項第1号から第4号までに掲げる者が建築主である建築物等、同項第1号から第5号までに掲げる者が第2条第8号イからニまでに掲げる業種に係る業務を行う建築物又は判定を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物等について、中間検査の業務を行わない。
- 3 確認検査員又は副確認検査員は、指針及びマニュアルに基づき、実地にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により、第1項の検査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等に説明等を求める。
- 4 助助員は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、中間検査を行わない。
- 5 検査助助者は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、検査の進行や測定等の補佐、映像及び音声の送信等検査を補佐する業務を行い、中間検査を行わない。

#### (中間検査の結果)

第31条 UDI は、建築主に対し、前条の検査の結果、特定工程に係る工事中の建築物等が、建築基準関係規定に適合することを認めたときには中間検査合格証(施行規則別記第31号様式)を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたときには中間検査合格証を交付できない旨の通知書(施行規則別記第30号の2様式)を交付する。

- 2 前項に規定する中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付は、第26条第1項に規定する書類のうち提出があったもの1部を添えて行う。

#### (中間検査の申請の取下げ)

第32条 建築主は、都合により中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付前に中間検査の申請を取下げる場合は、その旨及び理由を記載した別記UDI-第7号様式による取下げ届をUDIに提出する。この場合、UDIは中間検査を中止し、中間検査にあたって提出された図書を建築主に返却する。

#### (中間検査の記録)

第33条 確認検査員等は、当該工事中の建築物等の中間検査における建築基準関係規定ごとの適否、中間検査業務の実施にあたり行った指摘、これらに対する建築主等の回答並びに措置等を記録する。

### 第4節 完了検査

#### (完了検査の申請及び申請書等の様式)

第34条 建築主は、施行規則第4条の規定による完了検査申請書(当該建築物等の計画に係る確認に要した図書等を含む。)に次に掲げる書類を添えて完了検査の申請を行う。

- (1) 申請に係る建築物等の計画に係る直前の確認済証の写し
- (2) 当該建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し

- (3) 当該建築物等に係る制限業種に係る業務を行う企業等の一覧
  - (4) UDI が完了検査において必要があるとした図書及び書類等
- 2 当該建築物等の計画に係る確認を行った者が UDI である場合においては、前項第1号に規定する書面の提出を要しない。
- 3 当該建築物等の中間検査合格証の交付を行った者が UDI である場合においては、第1項第2号に規定する書面の提出を要しない。
- 4 当該建築物の省エネ適判を行った者、設計住宅性能評価を行った者、建設住宅性能評価を行った者又は長期使用構造等の確認を行った者が UDI であり、建築主が同意する場合においては、UDI が保有する当該建築物の省エネ適判通知書、設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価に係る検査報告書若しくは長期使用構造等確認書又はその写し、及び省エネ適判、設計住宅性能評価又は長期使用構造等の確認に要した図書及び書類を施行規則第4条に規定する図書及び書類に代えることができる。

(完了検査申請の引受及び契約)

- 第 35 条 UDI は、前条の完了検査の申請があったときは、次の各号について点検して支障がない場合はこれを引き受ける。
- (1) 申請のあった建築物等が UDI の指定区分に合致する建築物等であること。
  - (2) 工事監理者が当該建築物等の工事監理資格を有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと。
  - (3) 提出書類に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
  - (4) 第 15 条第4項の規定に該当するものないこと。
- 2 UDI は、前項において完了検査申請関係図書に不備がある場合は、建築主に補正を求め補正がなされないと引き受けることができない理由を説明し、完了検査申請関係図書を返却する。
- 3 UDI は、第1項により申請を受けたときは建築主に別記 UDI-第1号様式による引受証(兼領収証)又は別記 UDI-第2号様式による引受証を交付し、完了検査引受証(施行規則別記第 22 号様式)を交付する。この場合は、建築主と UDI は業務約款に基づき契約を締結したものとする。
- 4 UDI は、建築主が正当な理由なく引受証(兼領収証)又は引受証に記載する額の手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、第1項の引き受けた業務を中断し又は契約を取り消すことができる。
- 5 UDI は、前4項の規定にかかわらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、全社的な見地から適正に完了検査を実施することが困難となる場合には、完了検査の業務を引き受けない。

(業務約款に盛り込むべき事項)

第 36 条 前条の業務約款には、次の事項を盛り込む。

- (1) 建築主は、UDI が完了検査業務を行う際に、当該申請に係る工事現場に立ち入り業務上必要な検査を行うことができるよう協力しなければならない旨の規定
- (2) 建築主は、UDI の請求があるときは、UDI の完了検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確に UDI に提出しなければならない旨の規定
- (3) 申請手数料の支払い方法に関する規定

#### (完了検査の実施)

第37条 UDI は、完了検査を引き受けたときは、工事が完了した日又は完了検査の引き受けを行った日のいずれか遅い日から7日以内のあらかじめ定めた完了検査予定日(UDI 又は建築主の都合により、完了検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日)に、当該申請に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を確認検査員又は副確認検査員に実施させる。

- 2 確認検査員又は副確認検査員は、第 20 条第2項第1号から第4号までに掲げる者が建築主である建築物等、同項第1号から第5号までに掲げる者が第2条第8号イからニまでに掲げる業種に係る業務を行う建築物又は判定を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物等について、完了検査の業務を行わない。
- 3 確認検査員又は副確認検査員は、指針及びマニュアルに基づき、実地にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により、第1項の検査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等に説明、作動試験の実施等を求める。
- 4 補助員は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、完了検査を行わない。
- 5 検査補助者は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、検査の進行や測定等の補佐、映像及び音声の送信等検査を補佐する業務を行い、完了検査を行わない。

#### (完了検査の結果)

第 38 条 UDI は、建築主に対し、前条の検査の結果、申請に係る建築物等が、建築基準関係規定に適合することを認めたときには検査済証(施行規則別記第 24 号様式)を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたときには検査済証を交付できない旨の通知書(施行規則別記第 23 号の2様式)を、交付する。

- 2 前項に規定する検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書の交付は、第 34 条第1項に規定する書類のうち提出があったもの 1 部を添えて行う。

#### (完了検査の申請の取下げ)

第 39 条 建築主は、都合により検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書の交付前に完了検査の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した別記 UDI—第7号様式による取下げ届を UDI に提出する。この場合、UDI は完了検査を中止し、完了検査にあたって提出された図書を建築主に返却する。

#### (完了検査の記録)

第 40 条 確認検査員等は、申請のあった建築物等の完了検査における建築基準関係規定ごとの適否、完了検査業務の実施にあたり行った指摘、これらに対する建築主等の回答、措置等を記録する。

### 第5節 仮使用認定

#### (仮使用認定の申請及び申請書等の様式)

第 41 条 建築主は、仮使用認定の申請に際し、施行規則第4条の 16 第2項で規定する仮使用認定申請書(施行

規則別記第34号様式)及び図書等に、次に掲げる書面を添えて仮使用の認定の申請をUDIに行うものとする。

- (1) 申請に係る建築物等の計画に係る確認に要した直前の確認済証の写し
- (2) 当該工事中の建築物等が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し
- (3) 当該建築物等に係る制限業種に係る業務を行う企業等の一覧
- (4) UDIが仮使用認定において必要があるとした図書及び書類等

2 建築主は、当該工事中の建築物等の計画に係る確認を行った者がUDIである場合においては、前項第1号に規定する書面の、当該工事中の建築物等の中間検査合格証の交付を行ったものがUDIである場合においては、前項第2号に規定する書面の提出を要しない。

(仮使用認定申請の引受及び契約)

第42条 UDIは、前条の申請があったときは、次の事項について審査してこれを引き受ける。

- (1) 申請のあった工事中の建築物等がUDIの指定区分に合致する建築物等であること。
- (2) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
- (3) 第15条第4項の規定に該当するものないこと。

2 UDIは、前項の規定において、仮使用認定申請関係図書に不備を認めたときは補正を求め、補正の余地のないときは引き受けできない理由を説明し、仮使用認定申請関係図書を建築主に返却する。

3 第1項により申請を受けた場合には、UDIは、建築主に別記UDI-第1号様式による引受証(兼領収証)又は別記UDI-第2号様式による引受証を交付する。この場合、建築主とUDIは別に定める業務約款に基づき契約を締結したものとする。

4 建築主が、正当な理由なく、引受証(兼領収証)又は引受証に記載する額の手数料を業務約款に規定する支払い期日までに支払わない場合には、UDIは第1項の引き受けを取り消すことができる。

5 UDIは、前4項の規定にかかわらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に仮使用認定を実施することが困難な場合には、仮使用認定の業務を引き受けない。

(業務約款に盛り込むべき事項)

第43条 前条の業務約款には、少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 建築主は、UDIが仮使用認定業務を行う際に、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるよう協力しなければならない旨の規定
- (2) 建築主は、UDIの請求があるときは、UDIの仮使用認定業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確にUDIに提供しなければならない旨の規定
- (3) 申請手数料の支払い方法に関する規定

(仮使用認定の実施)

第44条 UDIは、仮使用認定の申請を受けたのち速やかに、申請に係る計画が建築基準法第7条の6第1項第2号の国土交通大臣が定める基準等を定める件(平成27年国土交通省告示第247号。以下「基準告示」と

いう。)第1に定める基準に適合しているかどうかの審査を確認検査員又は副確認検査員に実施させるとともに、あらかじめ定めた仮使用認定の検査予定日(UDI 又は建築主の都合により、仮使用認定の検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日)に、当該申請に係る建築物等が基準告示第1に定める基準に適合するかどうかの検査を確認検査員又は副確認検査員に実施させる。

- 2 確認検査員又は副確認検査員は、第 20 条第2項第1号から第4号までに掲げる者が建築主である建築物等、同項第1号から第5号までに掲げる者が第2条第8号イからニまでに掲げる業種に係る業務を行う建築物又は判定を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物等について、仮使用認定の業務を行わない。
- 3 確認検査員又は副確認検査員は、マニュアルに基づき、仮使用認定申請関係図書及び必要に応じて求める建築主等の説明等をもって第1項の審査を行い、実地にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により第1項の検査を行う。
- 4 補助員は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査又は検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、仮使用認定を行わない。
- 5 検査補助者は、確認検査員又は副確認検査員の指示に従い、検査の進行や測定等の補佐、映像及び音声の送信等検査を補佐する業務を行い、仮使用認定を行わない。

#### (消防長等への照会)

第 45 条 UDI は、前条第1項の審査又は検査の際、基準告示第1に定める基準のうち消防法第9条、第9条の2、第 15 条及び第 17 条に適合するかどうかを消防長等に照会する場合には、別記 UDI—第 16 号様式に、建築主から提出された書類及び図書を添えて行う。

- 2 前項の規定によらない場合には、UDI は事前に消防長等と協議し、合意を得られた方法にて行う。

#### (仮使用認定の結果)

第 46 条 UDI は、建築主に対し、第 44 条の検査の結果、申請に係る建築物等が、基準告示第1に定める基準に適合することを認めたときには仮使用認定通知書(施行規則別記第 35 号の3様式)を、基準告示第1に定める基準に適合しないと認めるときには基準告示第1に定める基準に適合しないと認める旨の通知書(別記 UDI—第 17 号様式)を、それぞれ交付する。

- 2 前項に規定する仮使用認定通知書又は基準告示第1に定める基準に適合しないと認める旨の通知書の交付は、第 41 条第1項に規定する書類のうち提出があったもの1部を添えて行う。

#### (特定行政庁への仮使用認定報告書の提出)

第 47 条 UDI は、法第7条の6第3項の規定に基づき、特定行政庁に仮使用認定報告書を提出する場合には、施行規則別記第 35 号の4様式により行う。

#### (仮使用認定の申請の取下げ)

第 48 条 建築主は、建築主の都合により、仮使用認定通知書又は基準告示第1に定める基準に適合しないと認める旨の通知書の交付前に仮使用認定通知書の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取下げ届

(別記 UDI-第7号様式)を UDI に提出する。

- 2 UDI は、前項の届出があったときは、仮使用認定を中止し、提出された仮使用認定申請関係図書を建築主に返却する。

(仮使用認定の記録)

第 49 条 確認検査員等は、申請のあった建築物等の仮使用認定における基準告示第1に定める基準ごとの適否、仮使用認定業務の実施にあたり行った指示、指摘、これらに対する建築主等の回答、措置等を遅滞なく記録するものとする。

#### 第4章 確認検査申請手数料等

(確認検査申請手数料等の収納)

第 50 条 建築主は、別に定める UDI 確認検査業務手数料規程(以下「手数料規程」という。)に基づき確認申請、中間検査申請、完了検査申請及び仮使用認定申請若しくは完了検査に係る追加説明書の審査に係る手数料(以下「確認検査申請手数料等」という。)を、窓口において現金支払い又は、UDI の指定する銀行への振り込みにより納入する。ただし、緊急を要する場合には別の収納方法によることができる。

- 2 前項の振り込みに要する費用は建築主の負担とする。  
3 UDI と建築主は、協議により、一括の納入等別の方法をとることができるものとする。  
4 確認検査申請手数料等の増額又は減額を行う場合については、手数料規程で定める。  
5 手数料の増額又は減額を行う場合には、改定後の手数料、その理由と時期を遅くとも1月前にウェブサイトへの掲載その他適切な方法により公表を行う。  
6 確認検査の業務の不履行、確認検査に係る申請の取下げその他の事由が生じた場合の確認検査申請手数料等の取扱いについては、業務約款及び手数料規程で定める。

(確認検査申請等手数料等の返還)

第 51 条 UDI は、収納した確認検査申請手数料等については、業務約款で定める場合を除き返還しない。ただし、UDI の責に帰すべき事由により確認検査が実施できなかった場合には、建築主に返還する。

#### 第5章 確認検査の業務の監視、改善方法

(苦情等の事務処理)

第 52 条 UDI は、確認検査の業務について当該業務の依頼者又は当該業務の他の当事者から受けた業務に関する苦情等に適切に対処する。

- 2 UDI は、法第 94 条第1項に規定する審査請求又は損害賠償請求が行われた場合において、これに適切に対処する。  
3 前2項の苦情、審査請求、損害賠償請求及びこれらに対して UDI がとった処置は、これを記録し、適切に保管する。

(内部監査)

第53条 代表取締役社長は、確認検査業務管理責任者以外の者から監査員を任命し、各本支店において適正な確認検査業務の管理体制が維持されているかどうかを検証するため、原則として年1回以上監査員に内部監査を実施させる。

2 前項の内部監査は、次に掲げる事項を定める規程に基づいて実施する。

- (1) 法、法に基づく命令及び条例、これらに関わる技術的助言、指針、その他関係法令への適合状況
- (2) この規程への適合状況
- (3) 第3条第2項に規定する確認検査実施方針への適合状況
- (4) 確認検査業務管理体制の状況
- (5) この規程の内容の見直しの必要性

3 各本支店における責任者は、監査の実施を受けて発見された不具合及びその原因を排除するために必要な処置を講じなければならない。当該監査を実施した監査員は、当該講じた処置についての報告を受け、その検証及び検証結果について確認検査業務管理責任者に報告する。

#### (不適格案件の管理)

第54条 UDI は、不適格案件(建築基準関係規定に適合しない又は適合するかどうかを決定できない案件について、誤って確認済証、中間検査合格証、検査済証又は仮使用認定通知書を交付したもの)をいい、法第6条の2第6項又は法第7条の6第4項に規定する通知(以下「不適格通知」という。)を受けた案件を含む。以下同じ。)が発生した場合について適切な処理を確実に実施する。

2 UDI は、確認済証、中間検査合格証、検査済証又は仮使用認定通知書を交付したあとに不適格案件であることを確認されたときは、速やかに建築主、国土交通大臣等及び特定行政庁にその旨を報告するとともに、特定行政庁の指示のもと適切な措置をとる。

3 確認検査業務管理責任者は、不適格案件について、案件の概要、不適格の内容、講じた措置等の内容について記録する。

#### (再発防止措置)

第55条 確認検査業務管理責任者は、不適格案件の発生その他により確認検査業務管理体制に不適切な内容が発見された時は、不適格案件の再発防止等のため、不適格案件発生の原因を除去するための処置(以下「再発防止措置」という。)をとる。この場合、再発防止措置は発見された不適格案件の影響に見合ったものとする。

2 確認検査業務管理責任者は、再発防止措置に関する以下の事項を行う。

- (1) 不適格案件の内容確認
- (2) 不適格案件発生の原因の特定
- (3) 不適格案件が再発しないことを確実にするための措置の必要性の評価
- (4) 必要な措置の決定及び実施
- (5) 実施した処置の結果の記録
- (6) 是正処置において実施した活動の評価

## 第6章 電子申請等の実施に関し必要な事項

(電子申請)

第 56 条 建築主は、次に掲げる申請については、あらかじめ UDI と協議した上で UDI が指定する方法で、電子申請にて行うことができる。

- (1) 第 17 条第1項から第6項の確認の申請
- (2) 第 27 条第1項の中間検査の申請
- (3) 第 34 条第1項の完了検査の申請
- (4) 第 41 条第1項の仮使用の認定の申請

2 前項第1号の規定により電子申請が行われた場合において、第 21 条第1項の消防長等の同意を求める場合又は第 21 条第3項の消防長等に対して通知を行う場合は、UDI は、建築主から提出された電磁的記録を紙面に印刷し、これを添えて行う。ただし、あらかじめ UDI と消防長等が協議した上で、電子情報処理組織にて行うことができる場合には、この限りでない。

3 第1項第1号の規定により電子申請が行われた場合において、第 21 条第2項の消防長等に対して通知を行う場合又は第 45 条第1項の消防長等に対して照会を行う場合は、あらかじめ消防長等と協議した上で、第 22 条第2項の保健所長に対して通知を行う場合は、保健所長と協議した上で、電子情報処理組織にて当該通知を行うことができる。

4 第1項の規定により行われた同項第1号から第3号の電子申請に対して、それぞれ第 18 条第2項、第 28 条第2項及び第 35 条第2項の規定により引き受けできない場合においては、UDI は、建築主から提出された電磁的記録についてはこれを消去することにより、返却に代えることができる。

5 第1項の規定により行われた同項第1号から第3号の電子申請に対して、それぞれ第 25 条、第 32 条及び第 39 条の取下げ届を提出する場合は、建築主は、あらかじめ UDI と協議した上で UDI の指定する方法で、電子情報処理組織にて行うことができる。

6 法令の規定により署名等をすることが規定されているものを第1項、第2項、第3項及び前項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、次に掲げる措置により代えることができる。

- (1) 申請データに電子署名(当該電子署名を行った日に有効であることが検証できるものに限る。以下同じ。)を行い、そのデータを当該電子署名に係る電子証明書とともに送信する措置
- (2) 識別番号及び暗証番号を入力する措置
- (3) 申請データに申請者の氏名又は名称を記録する措置

7 電子情報処理組織による申請があつた場合、申請に係る電磁的記録が UDI の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録がされた時に UDI に到達したものとみなす。

8 申請に係る電磁的記録が UDI の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録ができる時間は、24 時間 365 日とする。ただし、UDI の使用に係る電子計算機が保守等により記録できない時間を除く。

9 電子情報処理組織により申請が行われた場合においては、当該電磁的記録の提出をもって、書面で申請する場合に必要とする部数の提出があつたものとみなす。

10 電子申請を実施する場合には、第 17 条、第 27 条、第 34 条又は第 41 条の業務約款に少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

- (1) 電子申請に係る電磁的記録が到達した時間に応じた確認検査の業務の開始に関する規定
- (2) 電子申請に係る業務を行う事務所に関する規定

(電子交付等)

第56条の2 UDI は、次の各号に掲げるいずれかの方式により建築主が電子交付を受ける旨の表示をする場合に、法令の規定に基づき交付する処分通知等について、あらかじめ建築主と協議した上で UDI が指定する方法で、電子交付を行うことができる。

- (1) 処分通知等を受けるための識別番号及び暗証番号の入力等による電子情報処理組織への接続
  - (2) 建築主が UDI に対して、電子交付を受けることを希望する旨を電子情報処理組織を使用する方法又は書面により通知すること
- 2 法令の規定により署名等をすることが規定されているものについて電子交付を行う場合には、当該署名等については、次の各号に掲げるいずれかの措置により代えることができる。
- (1) 処分通知等のデータに電子署名を行い、そのデータを UDI の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置
  - (2) 処分通知等のデータに処分番号、処分日、処分者の氏名又は名称等を記録する措置
- 3 UDI は、法令の規定によらない書面等の交付について、あらかじめ建築主と協議した上で UDI が指定する方法で、電子情報処理組織にて行うことができる。
- 4 電子情報処理組織を使用して行う第1項又は前項の交付(以下「電子交付等」という。)において電子署名を行う場合には、第 17 条、第 27 条、第 34 条又は第 41 条の業務約款に少なくとも当該電子署名の有効性が確認できる期間及びその期間の延長についての必要事項に関する規定を盛り込むこととする。

(電子申請に係る電磁的記録の保存)

第 56 条の3 UDI は、第 56 条第1項第1号から第4号により申請された電磁的記録を第8条の3に基づき保存する場合においては、当該電磁的記録がそれぞれ第 23 条第1項による確認済証、第 31 条第1項の中間検査合格証、第 38 条第1項による検査済証及び第 46 条第1項による仮使用認定通知書を交付した日と同じ状態にあることを第 8 条の3に定める保存期間内を通じて確認することができる状態で保存するものとし、滅失を防止する対策を講じなければならない。

(電子情報処理組織による業務の実施)

第 57 条 UDI は、電子情報処理組織による業務の実施方法等に係る措置について別に定める。

(電子署名及び電子証明書)

第 58 条 第 56 条第6項第1号に規定する電子証明書は、次に掲げるものとする。

- (1) 商業登記法(昭和 38 年法律第 125 号)第 12 条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
- (2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号)第3条第1項に規定する電子証明書
- (3) 国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する告示(平成 15 年国土

交通省告示第 240 号 以下「告示」という)第3条第1号に規定する電子証明書

(4) 告示第3条第2号の規定に基づき UDI が指定する電子証明書

2 UDI は、前項に定める電子証明書の仕様、取得方法及び使用方法を別に定めるものとし、これをあらかじめ建築主に周知するものとする。

(確認検査の業務に関する電磁的記録の管理に係る別の定め)

第59条 UDI は、第 56 条第1項による電子申請を行わせる場合、第8条の2に規定する定めとともに、確認検査の業務に関する電磁的記録の管理について別に定めるものとする。

(電子情報管理者の設置)

第 60 条 UDI は、電子情報処理組織にて業務を行う場合、電子情報の保護管理の責任者として、電子情報管理者1名を置く。

(情報セキュリティ責任者の設置)

第 61 条 UDI は、電子情報処理組織にて業務を行う場合、情報セキュリティ対策の責任者として、情報セキュリティ責任者1名を置く。

## 第7章 その他確認検査の業務の実施に関し必要な事項

(書類の備置及び閲覧)

第 62 条 UDI は、法第 77 条の 29 の2の規定に基づく書類の閲覧の求めに適切に対応するため、必要な設備及び体制を整備する。

2 閲覧させる書類は、法第 77 条の 29 の2各号に掲げるものとする。

3 代表取締役社長は、前2項に定めるもののほか、第1項の閲覧に関する事項を別に定め、確認検査の業務を行う各本支店における備付けその他の適当な方法により公開する。

(リモートによる検査)

第 62 条の 2 建築主は、次に掲げる検査について、あらかじめ UDI と協議した上で UDI が指定する方法で、リモート検査とことができる。

(1) 第 30 条の中間検査

(2) 第 37 条の完了検査

(3) 第 44 条の仮使用認定

2 検査補助者は、その職務の執行に当たって厳正、かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。

3 検査補助者は、確認検査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

4 リモート検査を実施する場合には、第 27 条、第 34 条又は第 41 条の業務約款に少なくとも次の事項を盛り込むこととする。

(1) リモート検査の適用範囲に関する規定

- (2) 検査体制、書類検査の方法、検査補助者の安全対策、検査を中断したときの対応並びに検査の映像・音声の記録及び保存に関する規定
- (3) 建築主は、UDI がリモート検査を行う際に、検査補助者が、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、検査を補佐することができるよう協力しなければならない旨の規定
- (4) リモート検査の方法については UDI と別途協議できる旨の規定
- (5) リモート検査に係る業務を行う事務所に関する規定

(事前相談)

第 63 条 UDI に確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定を申請しようとする建築主は、申請に先立ち、UDI に事前に相談をすることができる。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 64 条 UDI は、電子申請の受付、電子交付等、電磁的記録の保存やネットワークを介した送受信等を適切に行い、情報漏えい、電子申請に係る電子計算機への不正アクセス行為や電磁的記録の改ざん等を防ぐため、厳格なセキュリティ対策を講じ、その処置について別に定める。

(秘密の保持)

第 65 条 UDI の役員及びその職員並びにこれらの職であった者は、確認検査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又盗用してはならない。

(図書が円滑に引渡しされるための措置)

第 66 条 UDI は、確認検査の業務の全部を廃止しようとするときは、法第 77 条の 34 第1項の規定に基づく届出の前に、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 指定機関省令第 31 条第1項の規定により引き継ぐべきすべての書類の存否を確認すること。
  - (2) 特定行政庁ごとに、前号に規定する書類を分類し、保存すること。
  - (3) 第1号に規定する書類の特定行政庁ごとの一覧表を作成し、当該特定行政庁に提出すること。
  - (4) 第1号に規定する書類の特定行政庁別の件数及び存否状況並びに第2号の分類及び保存が完了したことを国土交通大臣等に報告する。なお、紛失があった場合は国土交通大臣等の指示に従い、書類の回復に代わる措置(建築主からの副本の借り受け及び複写等)を講じること。
- 2 前項に定めるもののほか、UDI は、指定機関省令第 31 条第1項の規定に基づく書類の引継ぎを行うこととなつた場合に、円滑に引渡しを行うことができるよう、あらかじめ必要な措置を講じる。

附則

制定:平成 20 年 6 月 20 日

改訂:令和 7 年 9 月 17 日

### 別記UDI様式(附属文書)

この規程の各条文で定める様式は、以下の表に掲げるものとする。

関係条文	様式の名称	識別番号
第 18 条第3項	引受証(兼領収証) :確認申請	別記 UDI—第1号様式
第 28 条第3項	引受証(兼領収証) :中間検査申請	
第 35 条第3項	引受証(兼領収証) :完了検査申請	
第 42 条第3項	引受証(兼領収証) :仮使用認定申請	
第 18 条第3項	引受証 :確認申請	別記 UDI—第2号様式
第 28 条第3項	引受証 :中間検査申請	
第 35 条第3項	引受証 :完了検査申請	
第 42 条第3項	引受証 :仮使用認定申請	
第 21 条第1項	消防長等の同意を求める場合の書類	別記 UDI—第3号様式
第 21 条第2項	消防長等に対して通知を行う場合の通知書	別記 UDI—第4号様式
第 21 条第3項	消防長等に対して通知を行う場合の通知書	別記 UDI—第4号の2様式
第 22 条第1項	保健所長に通知を行う場合の通知書	別記 UDI—第5号様式
第 24 条第1項	取下げ届 :確認申請書	別記 UDI—第7号様式
第 32 条第1項	取下げ届 :中間検査申請書	
第 39 条第1項	取下げ届 :完了検査申請書	
第 48 条第1項	取下げ届 :仮使用認定申請書	
第 45 条第1項	消防庁等に照会する場合の書類	別記 UDI—第 16 号様式
第 46 条第1項	基準に適合しないと認める旨の通知書	別記 UDI—第 17 号様式
第 12 条第2項	身分証明書(確認検査員)	A-01
第 12 条第2項	身分証明書(確認検査補助員)	A-02
第 12 条第2項	身分証明書(副確認検査員)	A-03

# 引受証(兼領收証)

ユーディーアイ確認検査株式会社  
代表取締役社長

下記に係る項目について、引き受けたことを証明致します。

記

1 項 目

物件名 :

【 第 UDI 号 】

円

2 建 築 主 氏 名

\_\_\_\_\_

3 引 受 年 月 日

\_\_\_\_\_

4 手 数 料 合 計

円

5 支 払 方 法

\_\_\_\_\_

6 備 考

\_\_\_\_\_

整理番号

# 引受証

ユーディーアイ確認検査株式会社  
代表取締役社長

下記に係る項目について、引き受けたことを証明致します。

記

1 項 目

物件名 :

【 第 UDI 号 】

円

手数料（小計）

円

2 建 築 主 氏 名

\_\_\_\_\_

3 引 受 年 月 日

\_\_\_\_\_

4 手 数 料 合 計

円

5 支 払 方 法

\_\_\_\_\_

6 備 考

\_\_\_\_\_

整理番号

建築基準法第93条第1項の規定による

## 消防同意依頼書

第 号  
年 月 日

消防長様

ユーディーアイ確認検査株式会社  
代表取締役社長

建築基準法第6条の2第1項の規定による別紙の確認の申し込みについて、  
建築基準法第93条第1項の規定に基づき同意をお願いします。

1. 確認申し込み年月日 年 月 日

受付番号 第 号

建築基準法第6条第1項の種別

2. 建築主氏名

3. 地名地番

4. 消防同意後の図書返却方法 同意後の図書の返却については、着払いにて  
送付していただきますようお願い申し上げます。

5. 申請者等からの申請方法  電子申請  電子申請以外

\* 別添の確認申請書、図書・書類は、申請された電子文書の謄本であり、  
電子文書の記録内容と相違はありません。

\* 同意に関する通知、及び送付に関する  
連絡先は下記迄によろしくお願いします。

ユーディーアイ確認検査株

郵便番号

住 所

担 当

電話番号

F A X 番

識別番号 第 号

建築基準法第93条第4項の規定による

## 消防通知書

第 号  
年 月 日

消防長様

ユーディーアイ確認検査株式会社  
代表取締役社長

建築基準法第6条の2第1項の規定による確認の申込を受けましたので、同第93条第4項の規定により通知します。

記

1. 受付番号 第 号

2. 受付日付 年 月 日

3. 建築主氏名

4. 建築場所

5. 建築物又はその部分の概要

- (1) 主要用途
- (2) 工事種別
- (3) 延べ面積

- (4) 申請棟数
- (5) 主たる建築物の構造

- (6) 主たる建築物の階数

6. 申請者等からの申請方法  電子申請  電子申請以外

\* 別添の確認申請書、図書・書類は、申請された電子文書の謄本であり、  
電子文書の記録内容と相違はありません。

ユーディーアイ確認検査株式会社

TEL :  
FAX :  
担当 :

識別番号 第 号

建築基準法第93条第4項の規定による

## 消防通知書

第 号  
年 月 日

消防長様

ユーディーアイ確認検査株式会社  
代表取締役社長

建築基準法第18条第4項の規定による通知を受けましたので、同第93条第4項の規定により通知します。

記

1. 受付番号 第 号

2. 受付日付 年 月 日

3. 建築主氏名

4. 建築場所

5. 建築物又はその部分の概要

(1) 主要用途

(2) 工事種別

(3) 延べ面積

(4) 申請棟数

(5) 主たる建築物の構造

(6) 主たる建築物の階数

6. 申請者等からの申請方法  電子申請  電子申請以外

\* 別添の確認申請書、図書・書類は、申請された電子文書の謄本であり、  
電子文書の記録内容と相違はありません。

ユーディーアイ確認検査株式会社

TEL :

FAX :

担当:

識別番号 第 号

建築基準法第93条第5項の規定による

## 建築確認受理通知書

第 号  
年 月 日

保健所長様

ユーディーアイ確認検査株式会社  
代表取締役社長

下記の計画について、関係書類を添付いたしますので、建築基準法第93条第5項により通知いたします

記

1. 受付番号 第 号

2. 受付日付 年 月 日

3. 建築主氏名

4. 建築場所

5. 建築物又はその部分の概要

(1) 主要用途

(2) 工事種別

(3) 延べ面積

(4) 申請棟数

(5) 主たる建築物の構造

(6) 主たる建築物の階数

ユーディーアイ確認検査株式会社

TEL :

FAX :

担当:

別記UDI－第7号様式（規程第24条、第32条、第39条、第48条関係）

## 取下げ届

下記の申請について取下げしますので、届け出ます。

年　月　日

ユーディーアイ確認検査株式会社

代表取締役社長 様

届出者氏名

1 引受年月日 年 月 日

2 申請の区分

- |                                |                                       |
|--------------------------------|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 確認申請  | <input type="checkbox"/> 適合証明設計検査     |
| <input type="checkbox"/> 中間検査  | <input type="checkbox"/> 適合証明現場検査（中間） |
| <input type="checkbox"/> 完了検査  | <input type="checkbox"/> 適合証明現場検査（竣工） |
| <input type="checkbox"/> 仮使用認定 |                                       |

3 引受番号

UDI 号  分譲・注文・賃貸・中古  
UDI 分・注・賃 号

建築主住所氏名	住所	
	氏名	
敷地の地名地番		
取下げの理由		

（注意） 届出者が建築主を代理して届出を行う場合は、委任状を添えて提出してください。

※手数料欄	： (徴収済) • (別納)	金額：
※受付欄	※備考欄	※確認番号欄
日付： 第 号		日付： 第 号
係員：		

## 仮使用認定 消防照会書

第 号  
年 月 日

消防長様

ユーディーアイ確認検査株式会社  
代表取締役社長

建築基準法第7条の6第1項第2号の規定による別紙の仮使用認定の申し込みについて、消防法第9条、第9条の2、第15条及び第17条に適合するかどうか貴職のご意見をお伺いします。

1. 仮使用認定申し込み年月日 年 月 日  
受付番号 第 号

2. 建築主氏名

3. 地名地番

\*照会に関する通知、及び送付に関する連絡先は下記迄によろしくお願ひします。

ユーディーアイ確認検査(株)  
郵便番号  
住 所

担 当  
電話番号  
FAX番  
□

建築基準法第7条の6第1項第2号の国土交通大臣が定める基準に  
適合しないと認める旨の通知書

第 号  
年 月 日  
様

ユーディーアイ確認検査株式会社  
代表取締役社長

別添の仮使用認定申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基準法第7条の6第1項第2号の国土交通大臣が定める基準に適合しないことを認めましたので、通知

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に建築場所の建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内にユーディーアイ確認検査株式会社を被告として（訴訟においてユーディーアイ確認検査株式会社を代表する者は代表取締役社長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(理由)

年	月	日	交付第	号
身分証明書 (確認検査員)				
氏 名				
生年月日 年 月 日				
資 格 一級建築基準適合判定資格者				
上記の者は、建築基準法第77条の24第2項に基づき、 ユーディーアイ確認検査株式会社が選任した確認検査員 であることを証明する。				
ユーディーアイ確認検査株式会社				社印

年　月　日		交付第	号
身分証明書			
(確認検査補助員)			
氏　名			
生年月日	年　月　日		
資　格			
上記の者は、ユーディーアイ確認検査株式会社の職員 であり、確認検査業務に従事する職員であることを証明する。			
ユーディーアイ確認検査株式会社			社印

年　　月　　日	交付第　　号
身分証明書	
(副確認検査員)	
氏　　名	
生年月日　　年　月　日	
資　　格　二級建築基準適合判定資格者	
上記の者は、建築基準法第77条の24第3項に基づき、 ユーディーアイ確認検査株式会社が選任した副確認検査員 であることを証明する。	
ユーディーアイ確認検査株式会社　　社印	